

【活動報告】

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 全国（秋田）大会への参加報告

東京都公文書館 庶務係

柏原 隆秀

1 はじめに

平成27年11月12日（木）及び13日（金）に、秋田県大仙市で開催された第41回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、全史料協と呼ぶ）の全国大会に出席した。

公文書館は、都道府県レベルでは開設している自治体が多いが、市町村レベルでは開設している自治体は非常に少ない^{*1}。そのような中、本大会の開催地となった秋田県大仙市は、平成28年に公文書館を新設することを予定しており、東北で初めて市町村レベルで公文書館を設置する自治体となる。そのため、公文書館設置機運を向上させるため、秋田県大仙市が全史料協全国大会を誘致したとのことである。

以上のような経緯から、本大会は、「新たな史料保存・利用の充実を目指して」と題し、

市町村レベルの基礎的自治体における公文書及び民間伝承の地域史料をいかに保存・活用していくかがテーマとなった。

2 研修会

本大会で実施された各研修について、内容を紹介する。

（1）研修会A

公文書館を持たない市町村レベルの自治体の公文書等の保存状態を知るため、大仙市の公文書及び地域史料の保存管理状況を視察した。

まず、大仙市役所中仙支所において、旧大曲市及び大仙市の明治16年から現在に至る7,300点余りの永年保存文書の保存状況を視察した。もともとは会議室だった部屋をそのまま利用しており、空調設備やブラインドはあるものの、温湿度調整の困難さや日光の入りやすさを考えると、文書の保存状況としては好ましくない状態であろう。



会場



大仙市役所中仙支所での文書保存の様子

次いで、浜蔵へ移動し、旧所有者であった池田家^{※2}の史料を含む地域史料の保存状況を視察した。特に冬季には雪のため、湿度管理に苦労するようである。湿度管理のため、調湿器が多数設置されていた。

どこの自治体も財政状況が厳しい状況であることには変わりはないと思われる。十分な予算が付かない中で、公文書等の保存管理を行っていかねばならない現状を実感することができる。



右から 浜蔵（池田家関係史料他収蔵）、調湿器と温湿度計

（2）研修会B

公文書管理について理解を深めることを目的とし、公文書管理制度の概要や公文書館法制定後現在までの国及び国立公文書館の取組等の紹介があった。

研修では、平成23年に成立した「公文書等の管理に関する法律」（以下、法という）について、当該法制定の背景や法のポイントについて解説があった。続いて、法の規定に沿って、公文書のライフサイクルについて解説があった。

また、公文書館は、なじみの薄い組織である。公文書館に関心を持っていただき、利用していただくための取組として、デジタルアーカイブや展示についての紹介も行われた。展示については、海外の公文書館との連携（今年（平成27年）に開催した「JFK—その生涯と遺産」）やデジタル展示等の取組が印象的であった。その他にも、小学生から大人まで幅広く見学会を主催していることも興味深い。

そして、地方の公文書館との連携として、全国公文書館長会議やインターネットを通じた公文書等の横断検索^{※3}を可能としていることが挙げられた。

（3）研修会C

小さな自治体では、予算の制約等の理由により、歴史資料を専門に取り扱う施設を持っていないところも存在する。その具体例として、宮城県白石市が取り上げられ、その歴史資料保全活動について報告があった。

白石市では、歴史資料の取り扱いを担当している教育委員会社会教育課文化財係が積極的・継続的な歴史資料の調査・保全ができていなかった。そのような中、平成21年に仙台藩重心の遠藤家及び中島家文書が白石市内から発見されたことを契機として、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークの会員を中心に、県内外の大学・研究機関の研究者や学生、白石古文書の会という市民サークルが参加し、資料保全活動が展開され、民・学・官の協働による歴史資料保全の取り組みがスタートした。その後、平成22年に文化庁の地域伝統文化総合活性化事業に採択されたことから、白石古文書レスキュー事業が展開され、民・学・官の協働による歴史資料保全活動が継続された。それが、東日本大震災後の史料保存活動にもつながったとのことであった。

小規模の自治体では、自治体職員のみでは活動に限界がある。それゆえに、普段から地元の住民を巻き込んでいくことの重要性が強調されていた。

（4）研修会D

公文書等の管理に関する法律が施行されてから4年ほどが経過している。その附則第13条では、法施行後5年を目途として検討を加えると規定されていることを受け、同法及びその施行等の改善に資するため、『公文書等の管理に関する法律』施行後5年見直しに関する共同提言書』が提出された。この共同提言書について、内容の紹介があった。

共同提言は、全部で12項目あったが、その中でも特に強調されていたことは、国民のための公文書等管理という視点が足りないという点であった。つまり、法第1条においては、「もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在および将来の国民に説明する責任が全うされるようにすること」が目的として規定されている。しかし、公文書等を国民が主体的に利用できる体制を整えるためには、同条の初めにある「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」の部分は、「かんがみる」だけではなく、目的にするべきであるとのことであった。

法律の目的規定を通して、公文書館の整備や公文書館で勤務する専門職員の充実等を可能にするという視点からの解説であった。

（5）研修会E

公文書管理に関する法律が施行されたことにより、国民には非現用となった歴史的な文書への閲覧請求も可能となった。そこで、公文書館における、利用者の利便性と史料保存、利用の発掘についての課題の提起があった。なお、課題については、研修会講師が勤務する大学の授業である「地域学基礎」の1つである「地域の歴史を調べる」において、1983年5月26日発生の日本海中部地震を題材に公文書を調査した際に感じたことが紹介されている。

課題は、大きく3つに分けて紹介された。まず、利用者の利便性という観点からは、解り

易い目録表題が必要であることや閲覧複写申請手続きの簡素化、分厚い簿冊の場合に資料撮影が困難なこと、そもそも一般の利用者には資料撮影がなじみのない行為であることが挙げられた。次いで、資料保全の観点からは、青焼きコピー資料の退色やクリップ・金属類の錆がみられたこと、貼り付け資料が剥落していることから、公文書作成時点から将来の歴史資料となることを意識すべきことが挙げられた。最後に、利用の発掘の観点からは、見たい史料をすぐに検索できるように目録を充実させること、専門職員を充実させること、画像の持つ力を活用するための画像資料の充実、利用者の声を尊重すること等が挙げられた。

公文書館については、当館に限らず、利用者が少数にとどまる館が多いと思われる。本研修において提起された課題について、自館の状況を振り返ると、利用者増につながるのではないだろうか。

3 記念講演

初代公文書管理大臣を務めた上川陽子衆議院議員からの講演であった。講演内容をまとめると、以下のようになる。

- 市町村の数は1,700ほどになるが、公文書館を設置している市町村がごく少数にとどまる現状を踏まえ、公文書館を設置する流れができてほしい。
- 公文書館には、地域史料もある。そのため、公文書館設置は、地域の魅力を探り、地方創生につなげるための一環としても有用である。
- 公文書館は、知のインフラである。公文書館は、ヨーロッパ由来であるが、ヨーロッパでは、各国のアイデンティティが分かるようになっている。
- デジタルアーカイブによって、知のフラット化が可能となる。
- 公文書・アーカイブは、大きな広がりを持つ世界であり、残そうという意思が大事である。

4 大会テーマ研究会

市町村レベルで公文書館を設置する自治体での初の大会開催ということで、市町村という基礎的自治体における公文書館設置又は公文書館機能の設置のために参考となるような取り組みが紹介された。

まず、報告①では、来年度に公文書館を開設するとともに、本大会の開催地ともなった秋田県大仙市の事例が紹介された。公文書館設置事業のきっかけは、旧太田町史編纂事業に関わった市民からの「将来の子供たちのため、アーカイブズを設置してほしい」との声であった。それを受け、大仙市は、公文書の保存と利用の仕組みを整備するとともに、地域史料の保存と利用についても取り組みを行った。また、公文書館を設置するための施設の確保及び財源の確保が困難であるとの判断から、国交省の社会資本整備総合交付金を活用し、廃校舎の改修という形で公文書館を設置することとした経緯が紹介された。

次いで、報告②では、平成26年10月に公文書館を開館した茨城県常陸大宮市の事例が紹介された。平成20年の市長の選挙公約により、公文書館設置を目指し、実際に短期間での公文書館の設置に成功した。常陸大宮市も廃校舎を改修し、公文書館として利用している。しかし、廃校舎を利用しているという性質上、文書の保存環境が悪く、湿度が年間を通して60%以上あることや防火設備が屋内消火栓のみであるといった現状や床の耐荷重が小さいために今後の文書収納容量に課題があることなどが報告された。

最後の報告③では、人口約17,000人という小さな町である群馬県中之条町の事例が紹介された。中之条町の博物館「ミュゼ」は、公文書館機能を有する以前より歴史公文書を収蔵していたが、中之条町の文書主管課である総務課における公文書管理の課題改善に向けた検討及び公文書等の管理に関する法律の施行を受けた歴史公文書の保存・公開についての検討の結果、博物館「ミュゼ」との連携体制が確立されることとなった。その際、「中之条町歴史と民族の博物館「ミュゼ」の設置及び管理に関する条例」が改正され、従前から取り組まれていた古文書等の文献とともに、歴史公文書の収集・保管に関する業務が明記されたことにより、博物館「ミュゼ」は公文書館機能をも併せ持つこととなった。

3件の報告を通じて、市町村という基礎的自治体レベルにおける公文書館設置の工夫が紹介された。公文書館設置に向けて、施設や財源に課題を抱えている基礎的自治体は多いかもしれないが、廃校を利用したり、既存施設を利用するといった工夫をすることで、公文書館機能を設けることが可能であることが示されている。

5 最後に

東京都公文書館は、本大会の開催地のような市町村レベルの基礎的自治体の公文書館ではないが、地域史料も有するなど、基礎的自治体の公文書館との共通点もある。本大会で得た知見を活用し、よりよい公文書館となるべく、創意工夫を凝らしていきたい。

※1 全史料協調査・研究委員会編『公文書館機能ガイドブック』

http://www.jsai.jp/kanko/guidebook/guidebook_part4.pdf

※2 近世から近代にかけて千町歩地主に発展した、山形酒田の本間家及び宮城石巻の齊藤家と並ぶ東北三大地主の一つ

※3 平成27年4月現在、国立公文書館と9か所の公文書館等（埼玉県立公文書館、東京都公文書館、三重県総合博物館、福井県文書館、大阪府公文書館、神戸大学大学文書史料室、奈良県立図書情報館、岡山県立記録資料館、福岡共同文書館）との連携が可能となっている。